

令和8年 10 月 15 日

教育課程企画特別部会

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見

全国連合小学校長会

今次の改訂では、2040 年代を生きる子供に育てたいこととして「自らの人生を舵取りすることができる力と民主的で持続可能な社会の創り手となるための力」を育むことを謳っている。このことは、今後の時代の流れを踏まえたものと捉えている。

学校は、今後示される新学習指導要領の趣旨・内容について理解を深め、その具現化を図る教育活動を展開していくことが求められる。そのため、管理職を含むすべての教員が研修や自己による学びを行うとともに、様々な校内の組織体制の構築等を含めた対応も求められ、学校を支える制度や支援などが必要であると捉えている。

全国連合小学校長会は、中央教育審議会教育課程企画特別部会において、「審議まとめ」を議論したことを踏まえ、全国の小学校で、次期学習指導要領の実装を確実に図るべく、次の点について、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会とともに、対応を図るべきと考える。

1 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

諮問で述べられている①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つを三位一体で具現化していくことについては分かりやすく明示されている。①「主体的・対話的で深い学び」の実装は、現行の学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」を継続し、現在学校が取り組んでいることをより充実・発展させていくことであると捉えている。②多様性の包摂については、様々な状況にあるすべての子供たちを一人一人かけがえのない存在として、育むという理念であり、教育の根幹として受け止めている。③実現可能性の確保については、これからの時代に求められる教育を行うためには、理念や趣旨を明示するとともに、実現できる制度や枠組みの構築、人的・物的な投入も必要であることから、その実現に向けた方向性を示すことが掲げられていることは評価できる。

2 統合的な理解・総合的な発揮を生かした単元構想・授業づくり

「深い学び」を統合的な理解・総合的な発揮を促す学びとして構造化することは、教師が各教科等の単元の構想イメージをもち授業づくりを行う上で有効である。また、教科等での横断的な学びの一層の推進にもつながるとともに、デジタル学習基盤を前提とした学びを推進していく上でも大切なことと考える。これを具現化していく上では、次のことが必要と捉える。

- (1) 授業を一単位時間で区切るのではなく、「単元をベース」とした授業構築が一層求められる。
そのため、単元を通しての学習を一層構想しやすくなるよう、教科書について、内容構成の見直しと抜本的な内容の精選を図るべきである。
- (2) 「統合的な理解・総合的な発揮」は、「深い学び」の実現に向けた、資質・能力の深まりや一体的育成の方向性を示す目標としての性質を有することを周知・徹底するとともに、各教科等の「目標」の達成が従前と変わらず重要であることを明確に示すことが必要である。
- (3) 「統合的な理解・総合的な発揮」を授業で具現化しやすくなるための実践事例の例示とともに教員が理解を深めるための研修も求めたい。

3 個に応じた学習過程の工夫

「個に応じた学習過程」の充実には、子供が自身の学習を自己調整する力を育てることが重要である。学習の自己調整やそれを支える「学習方略」について、教師がどのように指導すればよいか、現状では、学校現場には十分な実践の蓄積がないことから、具体的で分かりやすい指導資料が必要となる。

4 デジタル学習指導要領

「深い学び」を実現するためには、教師が授業づくりにおいて、構造化・表形式化された学習指導要領の教育内容や資質・能力を理解し活用していくことが重要となる。今回示された「デジタル学習指導要領」は、現行の

学習指導要領の利便性に関わる課題を整理し、個々の教師のニーズに応じて使いやすくなることから大いに評価できる。また、表形式にすることにより、俯瞰的かつ直感的に把握しやすくなる。学年区分の表し方も柔軟な教育課程の編成を見据えた示し方とすることは、適切であると考ええる。

様々な改善が示されているが、真に教師が活用し、授業づくりに生かしていくには、次の点が必要である。

- (1) デジタル学習指導要領を活用していくには、教員に対する研修や教員養成において活用を組み込むとともに、様々な機能を活用するための分かりやすいマニュアル等の提示と活用の例示が必要である。
- (2) デジタル学習基盤を前提とした学びを進める中、デジタル環境に不慣れな教員も円滑に活用できるよう操作性や視認性、検索機能などに十分配慮した設計が求められる。
- (3) 審議まとめに記載されている通り、表形式での提示に加え、学習過程のイメージが具体的にもてるよう、説明が本文や解説において示されることが必要である。
- (4) デジタル学習指導要領の内容は、必要に応じて更新をすることも検討し、更新した場合には更新が分かるようにすること。更新の時期については、各年度の教育課程の編成の時期を見据えて、一定の時期に行い、混乱が生じないよう配慮することが必要である。

5 調整授業時数制度

多様な児童生徒の深い学びを確かなものにし、各校での創意工夫や特色を生かした教育活動を展開する上で有用な制度である。また、裁量的な時間において、教員の研究・研修を想定していることは、教員の力量向上を経て、児童生徒の資質・能力の育成につながる好循環を生み出すことができると考える。また、全面実施よりも前の移行期から運用できるようにしたことは、令和 12 年度の全面実施に向けての円滑な移行へとつながるものと捉える。

一方で、学校や自治体によって、適切な運用ができない場合、教育活動や学習機会に格差が生じることも懸念される。学校裁量により教科等の時数等カリキュラムに違いがあることや、裁量的な時間として教員の研究・研修等に充当することについて、保護者・地域から、子供たちの学びの在り方に対して懸念が生じることがないようにならなければならない。そのため、次のことが必要である。

- (1) 調整授業時数制度について、国として保護者・地域に向けた資料等を作成し、理解啓発を図ることが必要である。
- (2) 授業時数を調整し、各学校の特色を生かした教育課程とするには、各教科等の内容の精選を図ることが必要である。
- (3) 学校の設置者である自治体は、教育ビジョンや学校教育計画等を定め、各学校はそれに基づいて教育課程を編成し、教育活動を構築している。調整授業時数制度においても、学校の自主性・自律性を重視しつつ、市町村教育委員会の政策と整合的に活用されることが適当である。
- (4) 各学校において調整授業時数制度に基づく教育課程の編成を行うには、サキドリ研究校等で検証された事例等を活用できる仕組みが必要である。
- (5) 柔軟な教育課程を編成する上では、学校には責任ある裁量の行使が求められることから、管理職や教務を担当する教員等への研修が必要である。また、教育委員会の指導主事等による学校の状況を踏まえた指導・助言が必要である。
- (6) 各学校において、教育課程を検証し、編成するサイクルを回し、学校の教育活動を真に効果的で充実したものとするためには、校内においてその職務に当たる担当者が必要である。そのため各学校における指導体制の整備も重要である。

6 個別の児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施

個別の児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施は、全ての子供たちに「深い学び」を実現し、多様な子供たちの「好きを育み、得意を伸ばす」という視点からも極めて重要である。一方で調整授業時数制度を活用した柔軟な教育課程の編成に加え、個に応じた特別の教育課程を編成・実施することは、学校にとって支援が必要になる。実際に行っていく上では、次のようなことが必要となる。

- (1) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る教育課程の対象の編成に当たり、対象となる児童の判断に関する考え方が必要であり、それなしに教員が判断することは難しく、専門的な知見を有する者の支援が必要

である。また、教育課程の編成においても現在の学校の教員の知見のみでは困難であり、専門家による編成の支援が必要であり、相談支援体制の構築が不可欠である。

- (2) 多様な個性や特性、背景を有する子供への学びの充実を図るには、「個に応じた学習過程の充実」が求められる。そのためには、指導に当たる教員が参考とすることができる指導事例が必要である。また、専門家による支援も必要である。
- (3) 通級指導が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒等の特別の教育課程を編成する人材及び指導に当たる人材が必要である。指導体制の整備が必要である。

7 「学びに向かう力・人間性等」の評価の在り方

「学びに向かう力・人間性等」は、子供たちが主体的に学び続ける姿勢や、多様な他者と協働しながらより良い社会を創ろうとする態度を育成する上で重要な意義をもっている。今回の改訂では、評価が評定中心となり学び直しや授業改善に生かされなかったという課題を改善し、「深い学び」を確かなものにする方向性が打ち出されている。今までの評価観からの転換を図るため、これからの評価についての趣旨理解が必要である。また、評価を行うための評価材料収集が、教員の過度な負担にならないよう留意することも必要である。

- (1) 「思考力・判断力・表現力等」に「○」付記の方法や評定への影響について、十分な周知・徹底が必要である。
- (2) 教員間、学校間の不適切な格差を招かぬよう、また、教員の主観に陥らず、かつ教員の過度な負担にならない実効性のある見取りの手法の確立が必要であり、「見取る姿」、評価のプロセスなどを示すとともに、評価の具体的な方法の例示が必要である。

8 情報活用能力（情報の領域の創設）

AI の発達、情報の高度化が進む中、身近な生活の様々な場面において情報技術を適切に扱うことが必要となる。情報活用能力を生涯にわたり必要な基礎的な資質・能力であると捉え、学校教育においても発達段階に応じた育成が必要と考える。その点を踏まえ、情報活用能力を育成する上で次のことが必要となる。

- (1) 全国どここの学校でも質の高い指導を行えるよう体制整備が不可欠であり、国による教員の養成、研修、人材の確保、教材の開発を計画的に進める必要がある。
- (2) 情報活用能力（情報モラルも含む）を小学校段階から高等学校段階まで系統的に示すことが必要である。小学校段階では、低学年から中学年、高学年と発達段階に応じて身に付ける資質・能力等を示すことが必要である。また、情報モラルに関する学習は低学年から必要である。
- (3) 「情報の領域」のカリキュラムを明確に示すことが必要である。国において各学年で扱う内容等、標準的な指導計画案や活用できるデジタル教材、実践事例集を「デジタル学習指導要領」と連動させて提示することが望ましい。カリキュラムでは、「基本的な操作」の習得も位置付ける必要がある。評価については、教師の負担感に配慮したものとすべきである。
- (4) 教員の ICT 活用能力には、ばらつきがあるのが現状である。児童生徒の情報活用能力の抜本的向上を目指すには、教員の ICT 活用能力向上のための研修等が必要である。
- (5) 安定的な運用のための通信環境の整備が必要である。また、学びの質の担保のため、ICT 支援員の配置や学校 DX 戦略アドバイザーによる支援等を強化する必要がある。

9 今後検討すべきとされている事項の推進

審議まとめの中には、今後検討すべきとされている課題が多く残されている。「次期学習指導要領に向けた基盤となる 3 つの方向性」に直結する課題については、優先的に議論や作業を進めることが必要である。

具体的には、上記の内容と重なるところもあるが、学習評価に関する事項、情報の領域における教材・研修の充実、キャリア教育を通じて育む力（基礎的・汎用的能力）と各教科等を通じて育む資質・能力との整合性の整理やキャリア・パスポートの見直し、そして各教科等における「統合的な理解・総合的な発揮」の分かりやすい提示について、積極的な検討を求めたい。

以上、全国連合小学校長会としての意見を述べたが、次期学習指導要領の趣旨が浸透し、次代に生きる子供たちの育成に向け、充実した教育が全国の学校で展開されるよう、不断の努力を重ねてまいりたい。